

持株会社を活用した承継に

事業承継サポート保証

後継者が持株会社を設立し、
事業会社の株式を買い取る資金に対応

保証対象の方	持株会社
保証限度額	2億8,000万円
対象となる資金	被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の2/3以上を一括で取得する資金

返済方法	分割返済
保証期間	15年以内(据置期間2年以内)
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度方式
信用保証料率	年0.25%～1.70%(0.20%割引後) ※割引期間:2022年4月1日～2023年3月31日まで ※期間内において、経済情勢等に大きな変動があった場合は割引の見直しを行うことがあります。
担保	必要に応じて徴求します
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です
取扱金融機関	約定締結金融機関
貸付金利	金融機関所定利率
主な必要書類	・事業承継計画書 ・株式評価算定書 ・持株会社及び事業会社の株主名簿 ・事業会社の直近2期分の確定申告書の写し ・商業登記簿謄本、定款の写し、印鑑証明書 など

●審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

経営者保証ありの既存の借入金の借換が可能

事業承継特別保証

事業承継の段階における資金調達にあたり、
個人保証を提供している既往借入金について経営者保証不要で
借り換えるなどの資金ニーズに対応

保証対象の方	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者 (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率(※)が10倍以内であること ③法人・個人との分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ※EBITDA有利子負債倍率=(借入金+社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)
--------	--

保証限度額	2億8,000万円(組合の場合は、4億8,000万円)
-------	-----------------------------

対象となる資金	事業資金(既存のプロパー借入金[個人保証あり]の本制度による借り換えも可能) ※ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る
---------	--

返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度方式
信用保証料率	・年0.25%～1.70%(0.20%割引後) ※割引期間:2022年4月1日～2023年3月31日まで ※期間内において、経済情勢等に大きな変動があった場合は割引の見直しを行うことがあります。 ・年0.20%～1.15% ※経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合
担保	必要に応じて徴求します
保証人	連帯保証人は不要です
取扱金融機関	約定締結金融機関 (既に、申込企業と与信取引している金融機関に限る)
貸付金利	金融機関所定利率
主な必要書類	・事業承継計画書 ・他行借換依頼書兼確認書 ・財務要件等確認書 ・事業承継時判断材料チェックシートなど ・借換債務等確認書

様々な状況に応じた7つの事業承継支援メニュー

事業承継をサポート

～たくす想い、つながる未来～



自分の後は、誰が継ぐのか

中小企業において、後継者不在による事業承継が
深刻な問題になっています。

親族に承継したい……。

従業員に引き継ぎたいが、今ある借入をどうするのか……。

取引先や金融機関への対応は……。

事業用資産や自社株をどのように引き継げばよいのか……。

後継者のめどが立っていない……。

事業承継は置かれている立場や状況により異なります。
様々な問題に対し、新潟県信用保証協会は豊富なメニューをご用意し事業承継をサポートしています。
まずはお気軽にご相談ください。

お問い合わせ・ご相談はお近くの新潟県信用保証協会へ

本店営業部 保証第一課 ☎025-210-5151 保証第二課 ☎025-210-5152 保証第三課 ☎025-210-5150

長岡支店
保証第一課、保証第二課
☎0258-35-5714

県央支店
保証課
☎0256-33-6661

上越支店
☎025-523-7225

佐渡支店
☎0259-57-2011

中小企業とともに歩む身近なパートナー

NSH 新潟県信用保証協会



2022.4

自社株や事業用資産の 買い取りに

経営承継関連保証

代表者交代後の会社や事業譲渡後の
個人事業主が株主等から
株式や事業用資産を買い取る資金等に対応。

保証対象の方	会社 or 個人事業主
経営承継円滑化法の 認定を受ける方	会社 or 個人事業主
保証限度額	2億8,000万円 (一般保証とは別枠)
対象となる資金	<ul style="list-style-type: none"> 株式の取得資金 事業用資産等の取得資金 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額 認定中小企業者の必要な資金

返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度方式
信用保証料率	年0.25%～1.70% (0.20%割引後) ※割引期間：2022年4月1日～2023年3月31日まで ※期間内において、経済情勢等に大きな変動があった場合は割引の見直しを行うことがあります。
担保	必要に応じて徴求します
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です
取扱金融機関	約定締結金融機関
貸付金利	金融機関所定利率
主な必要書類	新潟県知事の認定書(申請書の写しを含む)の写など

後継者個人による 承継に

特定経営承継関連保証

代表者に就任後の後継者個人が
株主等から株式や事業用資産を
買い取る資金等に対応。

保証対象の方	代表者個人
経営承継円滑化法の 認定を受ける方	会社
保証限度額	2億8,000万円
対象となる資金	<ul style="list-style-type: none"> 株式等の取得資金 事業用資産等の取得資金 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額 認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金

返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	運転資金 10年以内(据置期間1年以内) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内)
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度方式
信用保証料率	年0.25%～1.70% (0.20%割引後) ※割引期間：2022年4月1日～2023年3月31日まで ※期間内において、経済情勢等に大きな変動があった場合は割引の見直しを行うことがあります。
担保	必要に応じて徴求します
保証人	原則として、認定を受けた中小企業者(会社)以外の連帯保証人は不要です
取扱金融機関	約定締結金融機関のうち、メイン取引の金融機関
貸付金利	金融機関所定利率
主な必要書類	新潟県知事の認定書(申請書の写しを含む)の写など

企業間買収・M&Aに

経営承継準備関連保証

これから承継しようとする中小企業者が、
株主等から株式や事業用資産を
買い取る資金に対応。

保証対象の方	会社 or 個人事業主
経営承継円滑化法の 認定を受ける方	会社 or 個人事業主
保証限度額	2億8,000万円 (一般保証とは別枠)
対象となる資金	<ul style="list-style-type: none"> 事業用資産等の取得資金 株式等の取得資金(議決権1/2超)

返済方法	原則として、均等分割返済
保証期間	運転資金 10年以内(据置期間1年以内) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内)
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度方式
信用保証料率	年0.25%～1.70% (0.20%割引後) ※割引期間：2022年4月1日～2023年3月31日まで ※期間内において、経済情勢等に大きな変動があった場合は割引の見直しを行うことがあります。
担保	必要に応じて徴求します
保証人	原則として、法人代表者又は承継元会社以外の連帯保証人は不要です (注)財務要件を満たす場合、保証人は不要です
取扱金融機関	約定締結金融機関
貸付金利	金融機関所定利率
主な必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県知事の認定書(申請書の写しを含む)の写など ※財務要件を満たす場合…財務要件確認書

従業員等個人による 承継に

特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない後継者個人が、
株主等から株式や事業用資産を
買い取る資金に対応。

保証対象の方	事業を営んでいない個人
経営承継円滑化法の 認定を受ける方	事業を営んでいない個人
保証限度額	2億8,000万円
対象となる資金	<ul style="list-style-type: none"> 事業用資産等の取得資金 株式等の取得資金(議決権1/2超)

返済方法	原則として、均等分割返済
保証期間	運転資金 10年以内(据置期間1年以内) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内)
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度方式
信用保証料率	年0.95% (0.20%割引後) ※割引期間：2022年4月1日～2023年3月31日まで ※期間内において、経済情勢等に大きな変動があった場合は割引の見直しを行うことがあります。
担保	必要に応じて徴求します
保証人	原則として、承継元会社以外の連帯保証人は不要です
取扱金融機関	約定締結金融機関
貸付金利	金融機関所定利率
主な必要書類	新潟県知事の認定書(申請書の写しを含む)の写など

経営者保証不要の 借換保証制度

経営承継借換関連保証

経営者保証を提供している既往借入金について
経営者保証不要で借り換える資金ニーズに対応。

保証対象の方	<p>経済産業大臣の認定を受け事業承継を予定し、次の(1)～(6)の全てを満たす会社</p> <ol style="list-style-type: none"> 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること 資産超過であること EBITDA有利子負債倍率(※)が10倍以内であること 認定申請日より3年以上に事業承継を予定していること 法人、個人の分離がなされていること 返済緩和している借入金がないこと <p>※EBITDA有利子負債倍率 =(借入金・社債-現金預金)÷(営業利益+減価償却費)</p>
経営承継円滑化法の 認定を受ける方	会社
保証限度額	2億8,000万円 (一般保証とは別枠)
対象となる資金	経営の承継に必要な資金のうち、認定日から経営承継日までの借換資金(代表者が保証債務を負う借入に限る。)

返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度方式
信用保証料率	<ul style="list-style-type: none"> 年0.25%～1.70% (0.20%割引後) ※割引期間：2022年4月1日～2023年3月31日まで ※期間内において、経済情勢等に大きな変動があった場合は割引の見直しを行うことがあります。 年0.20%～1.15% ※経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合
担保	必要に応じて徴求します
保証人	連帯保証人は不要です
取扱金融機関	約定締結金融機関(既に、申込企業と与信取引している金融機関に限る)
貸付金利	金融機関所定利率
主な必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県知事の認定書(申請書の写しを含む)の写 財務要件等確認書 借換債務等確認書 他行借換依頼書兼確認書 事業承継時判断材料チェックシートなど